

第1章

労働社会の変容 ――流動的労働形態のたどり着く先 ――新たなホームレス問題はどう始まっているか――

NPO 釜ヶ崎支援機構・事務局長
沖野 充彦

ポイント 1: 「ネットカフェ難民」とは、何か独立したカテゴリーではない。派遣や業務請負会社の寮での居住や、ネットカフェなどの深夜営業店での宿泊、路上や野宿を繰り返していく過程の、ある一時点での「表現形態」である。

ポイント 2: 「ネットカフェ難民」問題の本質は「若年者問題」ではない。「底辺労働力・代替可能労働力」として派遣等非正規雇用を繰り返さざるをえない流動的労働者、「二極化された一方の極の労働形態」に置かれた労働者下層の問題である。中高年男性労働者の一定数がまだ「終身雇用システム」の中にあるため、若年者で目立っているに過ぎない。

ポイント 3: 「ネットカフェ難民」問題はホームレス問題へと至らざるを得ない。同じ流動的労働形態に置かれてきた寄せ場の建設日雇労働者が、野宿と隣り合わせであったことと同じ事態が始まりつつある。すでに狭義のホームレスとのボーダー層（寮・ネットカフェ・野宿の繰返し）が一定数存在し、その過程を経て野宿生活にいたった人たちがすでに生み出されている。

ポイント 4: 「ネットカフェ難民」問題は社会的排除の問題である。多くは、家庭の貧困・低学歴・障害など社会的困難を背負わされた人たちである。効率主義のもとにある現状の民間労働市場に、「就職」という形で押し上げようとするだけでは問題は解決しない。また、不安定で先の見えない就労や生活に置かれることで、就労意欲や生きるエネルギーが低下させられていく。

1.1 はじめに

1.1.1 調査に至る経緯

2006 年度 NPO 釜ヶ崎では、お仕事支援部における就職支援を通して、20 歳代～30 歳代の労働者 12 名に、就職に至る支援をおこなった。製造業の業務請負の現場を渡り歩き、ネットカフェに泊まって仕事に行っていた 20 歳そこそこの若者もいた。彼らは結果として釜ヶ崎にある建設日雇労働市場に吸引され、そこで建設日雇労働者として仕事を探すことになった。また、今年度になってからは、3 月は年度末で

「現金」と呼ばれる日払いの日雇仕事がたくさんあったので 30 万円ほど稼ぐことができたが、5 月は「アブレ期」で仕事がないため、ドヤ（簡易宿泊所）に泊まりながら携帯電話の登録派遣サイトで「日雇い派遣」の仕事を探して暮らしているという若者もいた。

また、福祉相談部における生活福祉相談でも、「新たな相談者——40 歳未満の若年相談者」が増加傾向にあった。生活福祉相談における一昨年度の 40 歳未満の相談者は 21 人・全相談者の 3.8 %（25 歳未満 1 人、25 歳以上 30 歳未満 4 人、30 歳以上 35 歳未満 5 人、35 歳以上 40 歳未満 11 人）に過ぎない。しかし、相談者の生活形態や状態の変化は確実に現れてきていた。① 飯場に現在いるけど腰の調子が悪いので仕事にいけない、② 仕事で腕を骨折してしまったが労災の手続きもしてもらえず、飯場から追い出されそうで病院受診もできない状態だ、と建築日雇という仕事の不安定さから困窮に至っている相談者は 2 人にとどまった。釜ヶ崎で何年間（2、3 年以上）か働いたことがある人も 2 名で、釜ヶ崎での就労経験がまったくない、もしくはほとんどない人ばかりだった。それではどのような経路で釜ヶ崎にたどりついたのか。シェルターを利用するために来た、野宿するなら西成に行けと言われてきた、他の区から三徳ケアセンターを利用して初めて西成に来たという人が多かった。それ以外にも釜ヶ崎以外の西成区で生活保護受給していて NPO を紹介された、持ち金がなくなりドヤに泊まりに来たという人もいた。

ちょうど 06 年度の後半あたりから「ワーキングプア」や「ネットカフェ難民」の問題がマスコミ等で取り上げられるようになっていた。実は今釜ヶ崎でも見られるひとつの変化はこの流れの中にあるのではないか、「ネットカフェ難民」の問題はホームレス予備軍の問題ではないか、その中には就職支援だけでは解決しない、より柔軟な就労支援や福祉援護を必要とする若者も多いのではないか、それらはホームレス予防策として行われる必要があるのではないか。また、今年度おこなわれた厚生労働省の「ホームレス全国調査」では、野宿生活の長期化と高齢化が表れており、この層に対して「野宿生活から脱却」していくための施策を強めなければならないことが明らかになっているが、例えこの層がさまざまな形で野宿生活から脱却することができるようになったとしても、その後次から次へと新たな層がホームレス化していくならば、問題は解決に向わないのではないか。

そうした思いが、調査と支援に向わせ、そのための事業費を得るために、企画提案型公募事業である「大阪市就業支援モデル委託事業」への提案へと向わせた。

1.1.2 実施方法

「聞き取り調査」は、調査員 2 名が一組となり、対面調査により、調査対象者から「生育歴・職歴・家族との関係」を詳細に聞き取る方法で行なった。聞き取りに要した時間は、対象者一人当たり 1 時間半～2 時間である。

そのうち「ネットカフェ等深夜営業店を利用している人への調査」は、大阪市内の十三・梅田・難波・心斎橋・日本橋・京橋・天神橋筋 6 丁目・恵美須町および高槻市の 9 駅周辺の深夜営業店に出入りする人に直接声をかけて調査協力を依頼し、18 店舗の利用者のうち 48 名から聞き取りを行なった。「野宿に至った人への調査」は、大阪市内・府内 5 箇所の自立支援センターの入所者に協力を依頼するとともに、NPO 釜ヶ崎支援機構に就職相談や生活福祉相談で訪れた人に協力を依頼し、合計 52 名から聞き取りを行なった。

また「聞き取り調査」と併行して実施した「若年者就労支援事業」においては、若年者 24 人に寝場所支援・就職先紹介・就職後アフターフォローを実施（うち常用雇用へ 15 人）した。そのうち日雇労働未経験の不安定就労・不安定住居者で、「聞き取り調査」対象者 6 人（全年齢では 8 人）に、就職・寝場所・定着

調査場所	人数
ネットカフェ・漫画喫茶等	43
ファーストフード店	5
自立支援センター	41
NPO 釜ヶ崎支援機構	11
計	100

	調査対象店舗 (電話)	調査対象店舗 (下見)	調査対象店舗 (実際に調査)	調査対象者の いた店舗	調査対象者数
天満・天六	6	6	6	2	3
十三	3	3	2	2	5
梅田	10	10	8	3	14
京橋	5	5	5	3	7
上本町	2	2	0	0	0
心斎橋	6	6	6	0	0
難波・千日前	6	6	4	4	15
日本橋・恵美須	7	7	5	3	2
福島・野田	3	3	0	0	0
西区・大正区・ 港区・住之江区	5	5	0	0	0
長居・西田辺・ 平野区	8	8	0	0	0
堺市	7	7	0	0	0
高槻市・茨木市	7	5	2	1	2
東大阪市	7	3	0	0	0
門真市・枚方市・ 守口市・八尾市	10	2	0	0	0
計	92	78	38	18	48

支援をトータルに実施した。

ここでは、派遣・アルバイト・契約社員等非正規雇用においても入職が困難となる年齢である 40 歳を基準とし、40 歳未満を「若年者」と規定した。

1.2 「若年不安定就労・不安定住居者聞取り調査」から見えるもの

1.2.1 住居を失った原因・住居確保ができない理由

住居を失った主な原因は何か、就労形態や転職歴はどうか。この問題意識に基いて、聞取りをした事例を大きくは 3 つのケースに分類してみた。1、野宿生活に至ったケース（自立支援センター入所者および野宿状態で NPO 釜ヶ崎に相談に訪れた事例）52 例、2、住居を失って、ネットカフェなどで生活しているケース 14 例、3、住居や実家等は帰れる範囲にあるが、ネットカフェなどで寝泊りしているケース 20 例。

そのうち、1 の野宿ケースをさらに、A、現在、野宿とネットカフェなどと住込みを繰り返しているケース 4 例、B、過去に野宿とネットカフェなどを往復する生活を送ったことのあるケース 13 例、C、A・B

性別	男 61			女 4			合計 65
年齢	～19 歳	～29 歳	～39 歳	～49 歳	～59 歳	60 歳以上	合計
	1	22	54	16	6	1	100
学歴	中卒	高校中退	高卒	大学中退	大卒		合計
	29	13	49	2	5		98
正社員歴	なし	1 年未満	3 年未満	5 年未満	10 年未満	10 年以上	合計
	15	5	11	8	13	11	63
住居喪失時	1 月未満	1 年未満	3 年未満	5 年未満	10 年未満	10 年以上	合計
	9	28	10	3	3	3	56
現在の仕事	正社員	日雇・短期派遣	長期派遣	非正規	その他	失業中	合計
	6	16	3	19	4	15	63
主な職種	事務 I T	運輸倉庫	建設警備	営業販売	サービス	その他	合計
	11	11	11	3	8	4	48
前住居地	同一市町	同一府県	他府県 (通勤圏内)		他府県 (通勤圏外)		合計
	13	19	8		18		58
収入 1 ヶ月	5 万以下	10 万以下	15 万以下	20 万以下	25 万以下	25 万超	合計
	6	17	7	10	4	5	49

* 年齢・学歴以外は、前半調査の分のみを集計した。

ではないケース 35 例 に区分した。

3 のケースは、A、住居はあるが就労上の理由でネットカフェなどで生活しているケース 7 例 と、B、家族関係上の理由でネットカフェなどで生活しているケース 13 例 に分けた。

1 の B と C のケースは、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に規定されているところの現時点ホームレス、1 の A のケースは、法律上のホームレスとのボーダー層（つまり生活形態をどの時点で見るとによって、ホームレスともなり、そうともならないという層）、2 のケースは、国が規定する「住居喪失不安定就労者」（マスコミ等では「ネットカフェ難民」とも呼ばれる）、3 のケースは、「住居喪失不安定就労者」「ネットカフェ難民」とも規定することもできるともいえるし、できないともいえる層である。

■住居を喪失した主な原因 まず住居を喪失した主な原因について見てみる。対象は、1 と 2 のケースである。

	野宿	住居喪失	合計
日雇派遣・非正規で働いていたが家賃を払えなくなった	10 (24 %)	3 (21 %)	13 (20 %)
失職し、家賃を払えなくなった	14 (34 %)	5 (36 %)	19 (29 %)
失職し、住込み先を出なければならなくなった	17 (41 %)	6 (43 %)	23 (35 %)
建設日雇で不安定だった	[4]	[0]	[4 (6 %)]
その他	[7]	[0]	[7 (11 %)]
合計	41 [52]	14 [14]	55 [66]

野宿にいたったケースと、調査時点で住居を喪失してネットカフェなどに寝泊りしているケースを比較

して考えてみる。「建設日雇で不安定だった」と「その他」を除いた3つの住居喪失原因では、野宿ケースとネットカフェ等ケースの傾向はほぼ同じと考えられる。その上で、「日雇派遣・非正規で働いていたが家賃を払えなくなった」ケースと「失職し、住込み先を出なければならなくなった」ケースを掘り下げて考えてみる。この2つのケースは、働いていても住居費を払えない、あるいは住居を借りる費用をためることができなかったケースだからである。

〔ア〕まず、「日雇派遣・非正規で働いていたが家賃を払えなくなった」ケースが、66人中13人、約20%を占めている。これらの人は、働いているにもかかわらず、家賃を払えなくなり、住居を喪失している。なぜだろうか。

この要因には、まず日雇派遣の就労の不安定さと賃金の低さがあると考えられる。

〔雇用の不安定性〕

- 「日数も多い週で3日、少ない週では1日しか仕事がないときもあり（だから月収は「10万円をはるかに下回る）」、決して安定した仕事ではなく、今のこの仕事で自立するのはとても無理」。
- 「派遣会社に昼間携帯電話で連絡すると、もしも仕事があれば、次の日の集合場所・時間など連絡がくる。派遣会社の方から仕事がかかることは減多にない。仕事も毎日あるとは限らず、週3〜4回あればいい方」。
- 「少ないときは週2〜3回、多いときは週6日とばらつきはある」。
- 「『仕事ありますか〜』と、前日に確認の連絡をいけない。そこで仕事がなくて明日の仕事が断られるときがある」。
- 「年齢。年齢制限があるから、45歳を超えると仕事はない」。
- 「仕事の準備をして出かける前に『今日はなくなりました』と突然言われることもまれではない」。
- 「ひどいときなど現場まで行って仕事がキャンセルになったので別の現場に行ってほしいといわれ、仕事もせず交通費だけ自己負担することもあった」。
- 「立場的に弱く、仕事をせかされるのは仕方がない」。

きわめて過酷な不安定さが浮かび上がる。その日やそのときになって派遣会社から仕事がキャンセルされるなど、労働契約などあってないに等しいような現状も見取れる。

〔賃金・労働条件〕

- 「人材派遣会社から紹介された会社から靴・手袋・作業着などが必要ということで6,000円購入したが1日だけしか仕事がなかったこともあった。」「日給は交通費込みの6,000円〜7,000円」。
- 「日給7,000円前後だが、交通費は自分持ち。例えば神戸まで行くと往復で1,500円くらいかかり、250円の保険と税金140円も引かれる。また、残業になるとその税金は倍になって280円引かれる。結局手元に残るのは5,000円程度」。
- 「朝9時〜午後5時で、日給5,775円。経費等の引きはなかったが、交通費はなし。軍手とカッターマジックペンは自分もち」。

日給は、昼勤で6,000円〜9,000円という話が多かった。また交通費を自己負担しなければならないところが多く、中には会社所定の作業着などを購入しなければならないところもある。日給または時間給の問題だけではなく、交通費や作業着等の経費がかかることが、彼らに多大な負担をかぶせている。

非正規雇用でも、ガードマンや歩合制の仕事では、不安定な就労を強いられるところもある。

〔雇用の不安定性〕

- 「工事現場のガードマン。高齢者が多い。雇用の名称は「契約社員」だが、雇用は安定しておらず日雇仕事である。仕事は前日の「夕方 6 時」に電話でこちらから会社に連絡をとって明日仕事があるかどうか確認する。ただ、当日になって電話がかかってきて仕事がキャンセルになることもある。」
- 「リフォームの営業の仕事に就いた。業界は、注文を取れなければ 1 ヶ月もいられない雰囲気、1 ヶ月いる人はほとんどいない。日銭で 3,000 円もらうが、1 ヶ月いなくて月給はもらえないというのが常識みたいなところ。」

〔賃金・労働条件〕

- 「歩合制の場合、行動費として 3,000～5,000 円もらうことはあっても、基本給など全くない、契約をとってその売買差益が給料になる。」
- 「新聞の勧誘の仕事は最初の 2 週間は 3,000 円をもらえるだけで基本給はない。歩合＋賞金という形で、『1、2、3』という歩合になっている。つまり 3 ヶ月の契約で千円、6 ヶ月で 2 千円、1 年で 3 千円という歩合。」
- 「水道修繕のチラシ配布。実はリフォーム目的。日給は 5,000 円。実際の給料の支払は、日払分が 3,000 円残りを給料日にもらうという形。」

〔イ〕次に、住居を喪失した主な原因が「失職し、住込み先を出なければならなくなった」ケースが 23 例・35 % がある。

聞き取り調査の対象者では、派遣労働（住込み）で、昼勤・夜勤、また業種や作業内容によって少しずつ異なるが、通常時給 1,000 円程度、日給 8,000 円から、深夜や特殊な業務では 10,000 円以上というのが相場のようなのであった。社会保険もあるところとないところと両方あるようだ。2 交代制を取っているところなどでは、定時＋4 時間残業で拘束時間 12 時間というところも多いが、寮費などが差し引きされると、半年ほど働いても、自分でアパートを借りて就職後の給料日までの生活費を捻出できるほどにためることは難しいという声が多くの人から聞かれた。

- 「社会保険・厚生年金ナシ、退職金もなかった」。
- 「職場で全く同じ仕事をしている他の人（正社員）にどれくらい給与をもらっているかきくと、全く違った。その人はだいたい 1,100 円/時間であったが自分は 700 円/時間ぐらいだった」。
- 「ほとんど仕事の内容が登録時に聞いたときとちがったり、寮費（6 万円）やふとん代などを差し引かれ手元にお金が残らず生活するにもぎりぎりだった」。
- 「給料は残らなかった。時給 1,000 円で 1 日 6～7 時間労働なのだがいろいろ『経費』が引かれる。」
「社会保険はないが、社会保険に入ろうと思えば入れる。ただし、事業主負担分を含めて当人の給料から差し引かれるが」。

住込みの派遣や期間工・新聞配達などの場合、日雇派遣に比べれば、一定期間の雇用契約が結ばれているため、その間は就労することができる。だが、長期に安定して同じところで働けるわけではない。

- 「6 ヶ月（半年）契約で移動していく。半年以上なぜ契約をしないかという、それだけ時給があが

るから。半年契約にしていらずずっと安い単価で使えるわけ」。

- 「派遣会社の担当から、突然『今日で仕事は終わり』と言われ、滋賀県の製造の仕事を紹介された。突然言われ、どうすることもできず、その工場に行くことにした」。
- 「2年以上、寮で泊まりながら全国数箇所まで製造工場に就労。半年契約のため、中国・四国・近畿・関東へと半年ごとに移動し就労先が変わった」。
- 「1年半派遣で働いた。リコールのとき派遣社員から切られて500人はやめさせられた。その後また新しく若い子を入れていた」。
- 「トヨタへ。そこでは2年11ヶ月期間工として働いた（期間工は最高この期間しか働けないため。また、戻りたいと思っても辞めてから半年たたないと戻れない）」。
- 「新聞配達所は半年いる人が珍しいくらい。入れ替わりが激しい」。
- 「自分が勤めた販売店には多いときは10人ぐらい住み込みで働いていたが、出入りが激しく長期にわたって働く人はほとんどいなかった」。
- 「東京にあった新聞販売店で働きはじめた。配達、集金、勧誘の仕事をすべてせねばならず、研修期間のうちから誤配率3%未満、集金率も97%を達成しないと給料が出ない」。

また、寮といっても中には個室のところもあるが、たいていは3LDKに3人、2LDKに2人であるようだ。それに伴い当然人間関係上の問題も生じ、それが早期に仕事をやめて派遣会社の寮を出る要因になっている場合もある。期間工では契約更新がなく、新聞配達では入れ代わりが激しいところもある。

働いていてもなお、住居を喪失せざるを得ない現実が、単純に「失業問題」としてのみは捉えられない深刻さを示している。

■正規雇用・住居確保ができない理由 学卒もしくは中途退学後の初職においては、66人のうち初職が非正規雇用や派遣である人20人（30%）、正規雇用44人（67%）、その他家業など2人（3%）となっている。

	野宿	住居喪失	合計
初職が派遣や非正規雇用であった	14	6	20
初職は正規雇用であった	37	7	44
初職は家業などその他の分類であった	1	1	2
合計	52	14	66

〔ア〕初職から非正規雇用や派遣であった人が30%存在している。初職が派遣や非正規雇用である場合、最初からリスクを抱えている。しかし、例えば正規雇用で就いたとしても、過酷な労働状況によって離職せざるを得ない場合も多い。

正規雇用での退職理由として「過労が原因で退職」「過労による精神疲労で退職」を明確に述べた人が、66人のうち6人いた。他に「求められる資質とのギャップで退職」が1名、「職務に起因したと見られる病気退職」が2名と、計9名が過労働や職務との関係で退職せざるを得なかったと述べている。

- 「サービス残業があり、結局朝4時30分におき、家に帰ってくるのは23時頃で睡眠時間が3、4時間しかとれず体調を崩して」。「短期間で仕事を仕上げるために2、3日寝ずに仕事をするこ

あった」。

- 「結局、朝の 8 時 30 分から翌朝の 4 時まで仕事をしており、家に帰ってとれる睡眠時間はわずか 2 時間だった」。
- 「チーム内でも差がつき、できるやつにおんぶになることがとってもつらかったし、それがプレッシャーになった」。
- 「関係の機関に変則労働の届けのような書類を出され、朝の 5:00～夜の 11:00 ごろまで働いていた。残業手当は出なかった。月 19 万ほどの給料だった」。

その中には、「半年間休みがなく、12 時間休みなしで働かなければならず、体調を崩して辞めた。正社員で働こうという意欲はあるけれども、12 時間働くのはしんどい」と、初職での過酷な労働が、正規雇用につくことへのトラウマとなり、就職阻害要因になっている事例もある。

7～8 人に一人が過労働等を退職理由に明確に挙げざるを得ない状況は、正規雇用の現場が、きわめて過酷な労働状況にあることを示している。

〔イ〕調査にあらわれた現実、初職が非正規雇用であれ正規雇用であれ、いずれにせよ、一度日雇派遣と住込みの派遣や非正規雇用の繰返しと、それに伴って寮やネットカフェなどでの生活に入ってしまうと、そこから正規雇用に移行し、自ら住居を構えるのは容易ではないという現実だった。

- 「この中（日雇派遣での収入）から貯金するのは無理であり、生活費が貯まらないことが就職活動をするうえでも大きな障害となっている」。
- 「もし今就職をしても目の前の生活が成り立たない。就職してしまうと給与は 1 ヶ月後に入ってくるので生活できない。就職するなら 2 か月分の生活費を貯めておかないとだめだ。そう考えるとこういう生活をしている人が就職するのはしんどいと思う。家を借りても払っていけない」。
- 「できれば職場の近所で部屋をかりたいと思うこともあるが、アパートを借りるとなると敷金などを含めて初期費用だけでも 20 万円はかかるので、金銭的な余裕がないので住居を確保できるとは思わないし、それに加え長い目でみるとそうだが、この仕事が継続できるかどうか不安なので、この職場の近所に部屋をかりてもいいのか悩む」。

さらには、日雇派遣から住込みでの派遣にさえ移動することでさえ困難があるという声も聞こえてきた。

- 「登録の日払制の仕事をするようになったのは、手持ちのお金が 1、2 万円になってしまったからだ。1、2 万円だと『派遣』の仕事には就けない。給料が週払い、前払いのところもあるが、さすがに手持ちが 1、2 万円だと 1 週間もたないので住込みの派遣にはつけない」。
- 「そもそも持ち金も 4,000 円ほどしかなかったにもかかわらず、給料は日に 2,000 円しか支払われず残りは月末払い（計 24 万円）だったので、日々の生活が立ちゆかなくなる。ご飯を食べることもできず、倒れたこともあった」。

■**転職の傾向** 本文の最後に参考資料として掲げている「住居喪失経過事例」のケースごとの事例を見れば分かるように、どのケースにおいても、ほとんどの人が派遣や、アルバイトなどの非正規雇用、正規であっても住込みの現業労働を繰り返している（整理の仕方として、より実状が分かるように、同じ非正規雇用ではあるが、パート・アルバイト・契約社員・委託社員などのみを非正規雇用として表現し、派遣と区別した）。これらのことは、「野宿生活に至ったか」「野宿とネットカフェなどと住込みを繰り返してい

るか」「不安定就労や無職でネットカフェなどで生活しているか」は、時間の経過の中での現在時点をあ
らわしているに過ぎず、それらのケースはひとつの連関の中にあることを示している。

1.2.2 住居や実家は帰れる距離にあるがネットカフェなどを利用する理由

〔ア〕住居があるケース、家族との関係で利用していると考えられるケースのうち、聞取り時点での雇用
形態は、前者で〔正規雇用〕が2名・残り5名が〔日雇派遣〕、後者では13名全員が〔派遣・非正規・無
職等〕になっていた。

〔住居がある正規雇用〕のケースでは、2名とも「終業が深夜のため自宅に帰れない」のであるが、〔住
居がある日雇派遣〕では、交通費や通勤時間の問題が多い。交通費が出ないため、自腹で払わなければなら
ない交通費とネットカフェなどの料金が同程度になるならば、長い通勤時間をかけて体力を消耗する
よりも、派遣先に近いネットカフェなどで寝泊りしたほうがいいという心理が働くのは、十分に理解でき
る。こうした生活が続けば、あえて家賃を支払って住居を確保し続ける必要性が低下してアパートなどを
引き払う、あるいは家賃を支払うことが経済上過大な負担になり、滞納して住居を喪失することにつな
がりと考えられる。日雇派遣からの収入では、アパートなどを維持し続けるのが困難となる傾向にあ
ることが、〔住居を喪失したケース〕から見えているからである。

〔イ〕〔家族との関係で利用していると考えられるケース〕においては、家を出る時点で〔日雇派遣・派遣〕
が4名、〔非正規〕が1名、〔失職・無職〕が6名、〔家業をするのがイヤ〕が2名となっている。「仕事を
失って、両親との折り合いがさらに悪くなり」あるいは「正規の仕事を探しているのに正規の仕事がない
とはわかってけんかに」「仕事が見つからないことが理由で親ともめて」というのが多い。30歳代であり
ながら派遣や非正規や無職であることが、親との関係の悪化につながり、それが家を出る要因になってい
ることは否めない。

このことは、親からの心理的圧迫だけではなく、本人自身の心理にも圧迫感を与えている。〔不安定就
労や無職でネットカフェなどで生活しているケース〕を含めた中からは、次のような声が聞かれた。「実
家に両親は健在であるが、30歳をすぎた男が面倒をみてくれというわけにはいかない」「実家に両親は健
在であるが、迷惑をかけたくないという思いがあり帰るつもりもない」「今更こんな状況で顔を出せない。
しばらく顔をだしていないし弟にも言えない。家からは消えるように出てきたからほとぼりがさめるまで
帰れない」

実家に戻れない心理、実家に戻ってもまた出てこざるを得ない心理が、〔不安定就労⇄不安定住居→住
居喪失〕スパイラルに、本人をさらに強く組み込む役割を担っている。

1.2.3 「不安定就労⇄住居喪失→野宿」のスパイラル

〔ア〕日雇派遣は、まさに不安定でかつ劣悪な労働条件での就労であった。しかし、住み込みでの派遣で
も、派遣先と派遣元との関係のみで、いとも簡単に労働契約の変更や終了が決定され、派遣労働者は置き
去りにされたまま、労働力の調整弁としてそれに従わざるを得ない現実があった。

非正規雇用の現場も、きわめて不安定な就労状態であった。期間工には「クーリング期間」があった。
これは有期雇用契約の上限が労働基準法上3年以内と定められているために2年11ヶ月に限定し、さら
に「クーリング期間」を置くことで「同一労働者との契約更新ではない」として「解雇制限法理」が適用
されないようにするものである。ガードマンの事例は、「契約社員」といっても、日雇派遣や建設日雇と

まったく同じである。リフォーム営業などは、当初から長期では勤続できないような雇用システムになっている。歩合制の仕事で、彼らは通常「委託労働者」または「請負労働者」と呼ばれている。雇用者側からの指揮・命令があり、労働基準法上は明らかに「労働者」である場合が大半であるが、「個人事業者への委託・請負」とすることで、給与補償や社会保険だけではなく、労働災害や業務上の事故への補償などにおいて、雇用主としての責任を負わないようにするために導入しているところが多い。彼らは何らの保障もない現状におかれている。

日雇派遣にしろ、住込みや期間契約の派遣・非正規雇用や、表向きは「正規雇用」であっても非正規雇用とほとんど変わらない雇用形態にしろ、がんばってそこで働き続けようとするれば働き続けられる雇用形態ではないことは共通していた。派遣や非正規雇用が「自ら選ぶことのできる柔軟な働き方」としては機能しておらず、逆にそこで働く人たちを、望むと望まないに関わりなく、「流動的労働者」として就労先を転々と移動しながら働き続けるしか、生きる道がなくなるところへと追い込んでいってしまっている現実が、調査での聞き取りを通して見える。

〔イ〕こうした現実を見てくると、いったん派遣や非正規雇用を繰り返さざるを得なくなった場合、そこから自力で抜け出すことは難しく、その過程で野宿生活へと至らざるを得なくなる場合が多いことが分かる。

要点を整理する。

1. 正規雇用や初職・非正規での失業後、ストレートに野宿生活に移行するというよりも、派遣や非正規雇用（間に正規雇用をふくむ場合もある）での就労を転々とせざるを得ない過程を経て、野宿生活に移行していく。
2. 移行していく過程においてさえ、「野宿や路上と隣り合わせの生活形態」であった。「野宿とネットカフェなどを往復する生活を送ったことのあるケース」が17人と、「野宿生活に至ったケース」全体52人のうち33%存在していた。さらに、「不安定就労や無職でネットカフェなどで生活しているケース」と「家族関係上の理由でネットカフェなどで生活しているケース」でさえ、合計27人のうち、野宿を経験したことのある人が7人、「本屋の前で寝ずに過ごした」「コンビニの立ち読みを移動した」など準野宿を経験した人が3人と、3分の1を超える37%の人が一度は路上を経験していた。
3. 日雇派遣・ネットカフェ生活は、正規雇用への就職や、（住み込み派遣など非正規であっても）常用雇用での就労へと向かわせる力よりも、より強い力で野宿生活へと引っ張られている。
4. 日雇派遣・ネットカフェ生活でなくても、派遣や非正規雇用、特に自分でアパート等を確保できず寮などの住込みで働いている場合、失職が住居喪失に直結することで、（ネットカフェなど深夜営業店での生活を経たとしても）野宿生活に移行せざるをえない危険が高くなっている。

〔ウ〕要約すれば、〔働いていても家賃を払えなくなってしまう、失職して次の仕事を探す間に家賃を払えなくなってしまう〕→〔住込みの派遣や非正規雇用等を転々とせざるを得ない〕⇔〔日雇派遣や失職中にネットカフェなどで生活する（野宿や路上をはさむ場合あり）〕→〔野宿生活に至る〕というスパイラルである。

そして「ネットカフェ難民」と野宿生活者の間に、ホームレスとのボーダー層が確実に存在し、両者は地続きになっていた。つまり「ネットカフェ難民」あるいは「住居喪失不安定就労者」と呼ばれる存在は、

何か独立した存在ではなく、「野宿生活に至らざるを得なくなる過程での一時点」「ホームレスの直近予備軍」だと捉えなければならない。

1.3 労働社会の変容（建設日雇労働市場と派遣等不安定労働市場）

それでは彼らはなぜ、不安定就労を繰り返しながら住居を喪失し、そして野宿に至らなければならないのか。その原因はどこにあるのか。現在もなおホームレス層の中心のひとつであり、絶えず野宿と隣り合わせの生活を強いられる、寄せ場の日雇労働者と比較しながらその原因を探ってみる。

1.3.1 建設日雇労働市場と派遣労働市場の検討

■寄せ場の日雇労働者の労働形態と野宿 寄せ場の日雇労働者の雇用形態は、日々雇用であれ期間雇用であれ「流動的雇用」であり、その存在は「流動労働者」である。季節変動や景気変動による建設労働市場の変動に応じて、雇用されやすい時と雇用されにくい時がある。さらにこうしたマクロ的変動のみならず、それぞれの建築・土木現場の始まりや終わり、工程の段階などミクロ的変動や雨などの天候要因によっても、就労可能性にたえず変化が生じ続けてきた。それゆえ、就労先を求めて、簡易宿泊所に泊まりながら「現金仕事」と呼ばれる日払の仕事に行ったり、「契約」と呼ばれる飯場（寄宿舍・寮）にはいつて日雇仕事をしたりして働いてきた。あるときはこの業者で、あるときはまた別の業者で。あるときは大阪で、あるときは滋賀県で、あるときは奈良で、という具合にである。山谷や釜ヶ崎などの寄せ場を渡り歩いてきた労働者も多い。就労現場もまた、あるときは大林や鹿島といった日本を代表するゼネコンの現場であったり、あるときは町の中小建設会社であったりという具合である。

「流動的雇用」は、雇用される側である労働者の流動化も必要とするからである。あるところが忙しく、あるところが暇であれば、暇なところから忙しいところへの労働力の移動が必要になる。それは雇われ先の移動の場合もあれば、派遣先の移動の場合もあり、また就労地域の移動の場合もある。こうして、「流動的雇用」の下で働く寄せ場の日雇労働者は「流動労働者」にならざるを得なかったのである。

流動労働である建設日雇労働は、野宿と隣り合わせである。仕事量が減る、けがや病気で働けなくなる、年をとって雇ってもらえなくなるなどの就労阻害要因が少しでも立ちはだかると、たちまち収入が途絶え、路上に放り出されるからである。しかも収入が不安定であるだけでなく、たえず移動労働者として住む場所を変えざるを得ないために、固定した住居をもてない状況におかれている。そのことが、収入減が宿泊先の喪失に直結する要因を増幅している。また飯場などは雇用と居住が一体であるため、退職による収入の途絶と住居の喪失が同時にやってきてしまう。流動労働の過程で、就労からこぼれ落ちることがあれば、たちまち野宿を強いられたり、恒常的な野宿生活に追いやられたりするのである。労働社会の末端で、使えるときだけ使用され、いらなくなれば何の保障もなく労働市場から排出される「使い捨て労働者」が、寄せ場の日雇労働者だったのである。90年代初頭、バブル経済の破綻に起因した建設日雇労働市場の縮減によって、寄せ場の日雇労働者が大量に野宿生活に放り出され、結果90年代においてホームレス層の中心にならざるを得なかった現実が、流動労働と野宿の連関性を証明している。

■間取り対象者の労働形態 それでは、間に正規雇用をはさむことがあっても、派遣や非正規雇用を転々としてきた人が大半であった間取り対象者は、どういう労働形態の労働者なのだろうか。彼らの多くは、一定時期から、複数の事業主あるいは派遣先の間を比較的短期に移動していた。就労地域・居住地域も、かなりの距離で移動している人が多かった。正規雇用者であるか、派遣労働者であるか、アルバイトや契

約社員などの非正規雇用者であるかは、それらの過程の一時点での属性を表しているに過ぎなかった。

派遣労働を取ってみても、彼らは就労し続けるためには、複数の派遣元に登録したり、派遣元や派遣先を一定期間で移動していくことを余儀なくされてきた。それは、派遣事業においては、派遣元という雇用主の事情によって雇用量が決定されるのではなく、派遣先の労働力需要に応じて派遣元の雇用量が決定されるからである。特定の派遣元と雇用契約を結んでいても、派遣先の事情によって就労できたりできなかったり、雇用契約が更新されたり更新されなかったりする。あるいは、派遣先＝労働力の提供先は短期間で入れ替わったりするからである。

これは、労働者派遣事業法の成立以前から続いてきた寄せ場の日雇労働者の就労形態そのものである。彼らを規定するとするならば、「流動労働者」こそふさわしく、その時々々の雇用形態は、「流動労働」の一時点における表現形態に過ぎないといえる。

寄せ場の建設日雇労働者と彼らは、ともに流動的労働形態で働く「流動労働者」だった。

■流動的労働形態の特徴 「流動労働形態」の問題は、単純な「失業」問題としては表れない。なぜなら「働いている」にもかかわらず、同時に「失業している」からである。あるいは比較的短期間のうちに、就業と失業を繰り返すからである。また、近年「ワーキングプア」＝働いていても生活保護基準以下の生活しかできない人たちの問題が社会問題になっているが、それは長時間働いていても低賃金であるため貧困状態を強いられる人たちと、低賃金でありかつ半失業状態に置かれている人たちの両方から成り立っている。聞き取り調査においても、住み込みの派遣などで、毎日残業をふくめて働いても、寮費などを引かれると1ヶ月に数万円しか残らない状態と、日雇派遣で毎日仕事がなく、1ヶ月の総収入が生活保護基準前後かそれ以下である状態の両方を聞くことができた。しかも、その両方の状態を、同じ人があるときは一方、あるときは他方と繰返しながら働いている事実である。

厚生労働省の「日雇派遣労働者の実態に関する調査」でも、「短期派遣のみでありかつ雇用契約が1日単位である者」のうち男性の月平均就業日数は、18.6日、月平均収入は15.1万円となっている。かつての寄せ場の日雇労働者の姿とダブって見える。

■建設日雇労働市場における「手配師・人夫出し制度」の存在 つぎに、寄せ場の建設日雇労働市場において「手配師・人夫出し制度」と呼ばれているものが存在しているのはなぜだろうか。

建設業は受注産業であるため、その工事量に絶えず変動が生じる。そのため、ゼネコンと呼ばれる総合建設業を頂点に、専門業者を二重三重に配置したピラミッド型の重層的下請構造を作ることによって、工事量の変動に対応している。末端の専門業者は、ひとつの建設工事の工程の一部を担い、ひとつの工事の間にも工程の進捗具合や他の専門業者の工程との関係で、人手を多く要する時とさほど要しない時、さらにその業者自体が工程に加わらない時とが生じる。そのため、労働力の需要に一定期間ごと、また日々においてさえ変動が生じる。

日々変動が生じる労働力需要を、それぞれの事業主が、その時々々に自力で労働者を募集し、雇い入れることで満たすことは、きわめて煩雑である。事業所が労働者を集めに行きにくい遠隔地にある場合も多い。また必要のないときに不要な労働力を抱えていれば、事業主にとっては経費負担が増大してしまう。そのため、労働力需要を簡易に満たせるようにするために、複数の事業主間で、必要に応じて労働力の入退と移動を円滑に行えるようにするシステムが必要とされたのである。円滑にするためには、募集者と雇用者、直接の雇用主と労働力の実際的使用者を切り離すことが最も効率的である。それを担う業者として、手配師・人夫出しが必要とされたのである。いわば労働力のレンタル業である。

それゆえ、「流動労働者」である寄せ場の日雇労働者は、不特定の事業主に、必要に応じて労働力を提供

するために、特定の事業主に従属するのではなく、彼らの労働力を必要とする事業主層の総体に従属している。必要があれば労働市場に吸引されて一時的に特定の事業主に従属し、他の時期には他の事業主に従属し、必要がなくなれば労働市場からの退出を余儀なくされる。それは、特定の事業主に労働力を提供し続け、その支配下にとどまることを基本としている終身雇用とは異なる雇用システムである。

■労働力供給システムの検討 では、寄せ場の日雇労働者と派遣や非正規を転々とする労働者で、労働力供給システムは、異なるのだろうか。建設日雇労働市場において「手配師・人夫出し制度」と呼ばれているものと、派遣労働制度との違いはどこにあるのだろうか。

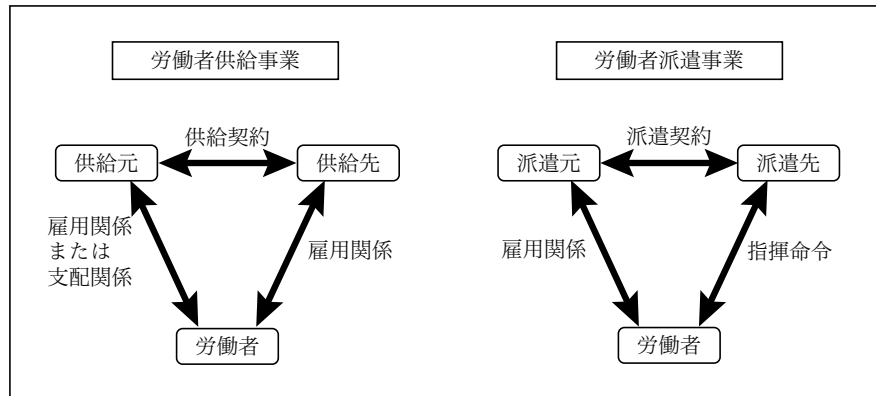
まず、建設・警備・港湾運送の3業務は、労働者派遣事業法において派遣禁止業務と規定されている。「手配師・人夫出し制度」は職業安定法において禁止されている「労働者供給事業」に当たるとされ、違法であると認定されている。しかし、現実には、東京・山谷、横浜・寿町、名古屋・笹島、そして大阪・釜ヶ崎の四大寄せ場と呼ばれる地域を中心に、かつては神戸・新開地、尼崎・出屋敷においても寄せ場が形成され、70年代初頭までは港湾荷役・製造・運輸・建設と幅広い業種に肉体日雇労働力を供給する手配師・人夫出しが存在していた。70年代末以降は、業種は主に建設労働に絞られていったが、現在に至るまで存続している。聞き取り調査においても聞くことができた建設日雇では、大半がこの手配師・人夫出しが介在して労務供給が行なわれている。

派遣労働制度とは、1986年に当初専門的13業種に限定して施行され、その後原則業務限定なし・一部禁止のネガティブリスト方式へと改定された労働者派遣事業法によって、法律的に許された制度である。派遣事業者として厚生労働大臣から許可を受けた事業者が、禁止業務を除いては、合法的に労務供給できるシステムである。労働者派遣制度は、そもそもが労働者供給事業のシステムに、さまざまな法的規制をかぶせ、派遣元事業者と派遣先事業者の責任所在を規定したものであると考えて間違いない。

派遣労働制度の成立は、それまでの雇用システムの大幅な転換につながるものであったということができる。派遣法以前においては、アルバイトやパートであれ、期間雇用であれ、労働者を指揮命令する事業主が直接雇用することが前提であり、一部許可を受けた労働組合をのぞいては、非合法な存在としてのみ労務供給システムが存在していた。派遣法の制定は、新しい衣を着せることによって、労務供給システムを、社会的に堂々と認められた制度としてデビューさせた。つまり、収益（営利）を目的に、雇い入れた労働者を他の事業主の下に送り出し、その指揮命令のもと働かせる（いやな言い方をすれば、労働力の使用権を売買する）ことが、立派な事業として認められたということである。

事業者側してみれば、余分な労働者を抱える必要がなく、必要なときに必要なだけの労働力を、外部の派遣会社から投入してもらうことができる。そのことによって、人件費を固定費から変動費に変えたり、総額人件費を削減することができる。のみならず、解雇や人員整理といった雇用調整に伴うリスクを回避することができるようになる。それゆえ需要は大きく、すでに労働者派遣事業法成立間もない80年代の後半からさえ、「専門26業務」ではない違法派遣が行なわれていた。聞き取り調査においても「20年間ずっと派遣で働いてきた」と言っていた人もいる（専門26業務ではない）。一時各都道府県労働局が摘発に乗り出していた「偽装請負」を、キャノンや松下といった名だたる大手メーカーが半ば公然と行なっていた事実から見ても、すでに「全業務において派遣労働は認められるべき存在である」という風潮が、企業社会・雇用現場において蔓延していたと見るべきである。

つぎの図を見てみることにする。



左の図と右の図はどう違うのだろうか。労働者供給事業における供給先と労働者の「雇用関係」から、「指揮命令」権のみを取り出したのが労働者派遣事業だと見てしまうのは、私だけだろうか。「二重雇用は違法だが、雇用と指揮命令を分離すれば合法である」と言っているようなものである。寄せ場において建設日雇労働市場を見てきた者にとっては、二つの事業はまったく同じに見える。なぜなら「手配師・人夫出し制度」における人夫出しとは事業者であって、当該労働者と雇用関係を結び（それゆえ正規の手続きとしては、日雇労働被保険者手帳に人夫出し業者が雇用保険印紙を貼付し、その業者名の割印をする）、供給先の業者は指揮命令のみを行なって、賃金支払等の雇用関係に基づく行為は行わないからである。

「労働者供給」といおうが「労働者派遣」といおうが、一方の事業者が他の事業者に労働力の使用权を商品として売るものであることに変わりがない。

1.3.2 寄せ場型建設等日雇労働者と若年派遣労働者の労働市場参入過程の検討

■労働市場への参入システム それでは、寄せ場型建設等日雇労働者と若年派遣労働者の労働市場参入過程の共通点と相違点はどこにあるのだろうか。

まずは、労働市場への参入システムから見てみる。ここで比較するのは、釜ヶ崎において日雇労働者への職業紹介を行なっている財団法人・西成労働福祉センター（以下、センター）が2007年10月に実施した、センター求人事業所に対する「求人状況アンケート」と、厚生労働省が2007年6～7月に実施した「日雇派遣労働者の実態に関する調査」である。

センター調査は、338社から回答があり、その事業所は大阪府内181社を最大数にして、そこから兵庫・京都・滋賀・奈良といった近畿各府県が10社以上、さらには島根・岡山といった中国地方、富山・長野・石川といった北陸にまで広がっている。

一方厚労省調査では、日雇派遣等の短期派遣を取り扱っていると考えられる派遣元事業主10社から回答が得られている。

募集方法を比較してすることで、労働市場参入の仕組みを比較する。センター調査は、2007年9月1ヶ月間に新規に期間契約（飯場に入ること）で雇用した労働者の実数で単数回答であるのに対し、厚労省調査では募集方法に関する複数回答である違いはある。

調査方法の違いを考慮しても、大きな相違が存在している。日雇派遣ではホームページ・携帯サイト・求人広告などが中心であるのに対して、建設日雇では、特定地域での直接的な募集が大半である。つまり、日雇派遣では、インターネットや広告媒体が主な参入方法であるのに対して、建設日雇ではいまだ近畿圏においては寄せ場＝釜ヶ崎が主な参入方法なのである。

募集方法	日雇派遣（厚労省調査）	建設日雇（センター調査）
自社ホームページ	25 %	－
自社の携帯電話サイト	21 %	－
チラシ等広告（求人情報誌をふくむ）	33 %	3 %
ポスター・新聞広告	8 %	0.60 %
ハローワーク	4 %	5 %
その他	4 %	7.40 %
釜ヶ崎での募集	－	84 %

この違いは何をもたらすのか。釜ヶ崎から各地の飯場に行った建設日雇労働者は、そこでの仕事を終えたり辞めたりすれば、釜ヶ崎に戻ってくる。そしてまた釜ヶ崎で仕事を探して他の飯場に行く。一方、日雇派遣労働者は、広告媒体で探して仕事に就く。つまり、日雇派遣労働者は、実家等の帰る場所を有さず住み込みやネットカフェなどを転々として就労している場合、同じ日雇労働者、同じ流動労働者であっても、帰ることのできる地域も仲間も持つことができないということである。そのことは、就労できず泊まる場所さえ失いそうになったときでさえ孤立し、福祉等の施策につながる情報を持つことができないということに結びついている。

聞き取り調査では、次のような声が聞かれた。

- 「自立支援センターなど知らず、福祉事務所に言っても門前払いだろうと思っていた」。
- 「もっと早くこのような施設（自立支援センターのこと）があることを知っていたらよかったのに。こんな施設があることをまったく知らなかった。いよいよ耐えきれなくなって区役所に駆け込んだのだが（それも『どうしよう』と区役所付近で逡巡しているときに、近くを通りかかった中年の女性に『どうしたの』と声をかけられ、『困っている』と事情を話すと、その女性が『すぐに区役所に相談しなさい』とすすめてくれたので、やっと相談に行った）」。
- 「今回自立支援センターに入るまで、こういった施設や NPO などの相談機関については全く知らなかった。もっと早く知っていればなあ」「相談出来る行政や、NPO なども全く知らない」。
- 「自立支援センターという言葉は聞いたことはあるがどんなところかは知らない」「行政関係への相談はしたことがない。役所で福祉事務所や相談できるところがあるとは知らなかった。巡回相談も 1 年前に声をかけられるまで、あることさえ知らなかった」。

■参入理由 参入理由について見てみる。生活していくために日銭が必要だったことがひとつの要因でもある。

- 「どうしても日銭が必要だったので手っ取り早くお金を稼げる派遣にどうしてもなってしまう。収入が不安定なことはわかっているが、どうしても生活していくにはすぐお金が必要だった」。
- 「まとまった金がないですから、日払いの仕事しかダメなんですよ」。

求職活動をしたが、見つからなかったため、という理由も多い。

- 「ハローワークには 99 % 仕事はない。元やぐざの自分がつけるような仕事はないと。求職活動は新聞の求人欄などをみて探す就けたことはない」。
- 「一番困っていることは定職がないこと。住民登録を大阪にもどさないと面接できない。ある派遣

会社に電話したら、自分の経歴をきいて、すぐ働ける現場はあるけれども住民票が大阪でないと、つまり履歴書の書類の住所と住民票の場所が同じでないとお得意さんが受けてくれないと言われた」。

- 「ハローワークにも行って職を探したが見つからず、家賃も払えなくなり、電気水道ガスも止められてしまったので、夏に大阪に高速バスで出てきた。保証人がいないことが就職活動の妨げになった」。

正規雇用での精神的な磨耗や、住込みを点々とする生活に疲れたという理由もある。

- 「十年以上も寮生活が続けてきて、これまでに東京や北陸、愛知、岐阜などを転々としてきた。寮や住み込みはもういやだ。人に使われるのももういい」。
- 「正規雇用で長時間拘束され安い賃金で使われるよりも今の派遣労働の方がましである。今は休みなしで働こうと思えば働けるが正規になるとそれはできなくなる。そういう面で就職は迷うとても迷う。よっぽどいい条件がないと正規では働けない」。
- 「仕事はクビになることがないので仕事がある限り、この生活が続けていく。自分の中では今は楽だし、正規雇用になるメリットも月給にするメリットもない。昇進のない会社であれば正規で働いてもいいかとも思う以前（正規雇用のとき）に比べたら楽ではないけど精神的には楽であるので求職活動をする必要もない」。

寄せ場の日雇労働者の参入理由とも共通しているところが多いと感じる。

■労働市場参入に対する学歴の影響 つぎに、学歴・転職などの経過を見てみる。ここで比較するのは、今回の聞き取り調査と2006年9月にNPO釜ヶ崎が行なった「特別清掃登録者アンケート調査」の「職歴調査」部分である。

「特別清掃」とは、建設日雇労働にさえ就きにくくなる55歳以上の高齢日雇労働者と高齢野宿生活者を対象に、輪番就労の形で公共施設や道路等の清掃や除草・環境美化などへの就労機会を提供することを通して、自立の促進を図る事業である。建設日雇労働の減少によって路上に投げ出された釜ヶ崎の労働者の行政要求によって1994年から公的就労事業として開始され、現在はNPO釜ヶ崎等が、大阪市と大阪府から受託して実施している。（2007年度で2,372人が登録し、1日当たり222人の就労者数で、月平均一人当たり3～4回就労することが可能である。）

このときのアンケート回答者数は、「職歴調査」で830人、平均年齢は60.5歳であった。最終学歴は次のようになっている。

最終学歴	小・中	高校中退	高卒	短大・高専	大学
特掃調査	61.5 %	0.0 %	35.1 %	1.7 %	1.7 %
若年者調査	29.6 %	13.3 %	50.0 %	2.0 %	5.1 %

特掃事業の登録者は55歳以上であり、そのうち55歳以上～64歳が86.6%であるから、中学を卒業した年代は、1956、7年頃～1966年頃である。当時の高校進学率は、男子で55.0～73.5%だった。今回の聞き取り調査の対象者は、49歳以下が93%であるから、中学卒業年代は、1973年以降ということになる。このときの高校進学率は、男子で88.3%、それ以降は1975年に男子進学率が90%を超えて以降、現在は96%に達している。最終学歴における中卒比率は、特掃調査で同年代の約1.4倍～2.3倍、今回の聞き取り調査で2.5倍～7.4倍となっている。母数や50～60年代の高校進学率の急速な伸び等条件が異なるため、単純な比較はできないが、高齢日雇労働者や高齢野宿生活者よりも、若年ホームレスや「ネットカフェ難

民」の方が、学歴要因による流動的労働市場参入への圧力が、より強く働いていると考えられる。

学歴、とりわけ高校への進学に当たっては、家庭の貧困状況と関係しているともいわれており、「貧困→低学歴→流動労働者化の危険の増大」という貧困の再生産の構図を立てることが、さほどの得ていないとは考えられない。聞き取り調査の対象者のうち、最終学歴が中学卒業で、それまでの家庭環境を聞くことができた27人のうち、高校進学できなかったことに、家庭環境が基本的には影響を与えていないと判断できたのは、7人にすぎなかった。残り、判断ができない2名を除く18名は、家庭環境が何らかの影響を与えたと考えられる。父母の離婚が6人、家庭に借金があった人が3人、家庭の収入が不安定だったのが3人、児童養護施設や親戚宅に預けられていた人が3人、家庭が生活保護を受けていた人が2人だった。

■**転職の影響** [ア] 転職状況についてみる。2006年の特別清掃アンケートでは、異なる職種に移動する転職種（同じ職種の場合は転職とみなさない）を3～4回経た人が27%、5～6回が26%、7～10回が20%と、転職を繰り返して釜ヶ崎に来ている人が多いという結果が出ている。今回の聞き取り調査では、対象者のほとんどは、派遣や非正規雇用・正規雇用の間で転職を繰り返している。学歴においても低学歴傾向が顕著に現れている。

[イ] 一方、聞き取り調査で得られた感触は、2002年の就業構造基本調査に現れた傾向とも一致している。就業構造基本調査では「転職経験のある者の割合をみると、30歳代後半までは学歴が高いほど低い（過去に一度でも転職を経験したことのある有業者の割合は48.4%でほぼ5割・最終卒業学校別に転職ありの割合をみると、高校・旧制中卒の52.7%に対し、大学・大学院卒は38.0%と低い）」と分析されているが、聞き取り調査の対象者は、大半が低学歴で転職回数も多かった。また就業構造基本調査では、転職希望理由で「収入が少ない」「時間的・肉体的に負担が大きい」をあげる人が多いが、聞き取り調査でも正規雇用からの退職理由に、低収入や過労働・過労働による精神的磨耗をあげる人が一定数いた。

なかでも最も注目すべきなのは、「過去5年間の雇用形態別就業移動」である。正規雇用から非正規雇用への移動は行われやすく、逆に非正規雇用から正規雇用への転換は容易ではないことを示している^{*1}。

だが、さらに見落としてはならないのは、5年経過後も、非正規雇用者のうち約4分の3が非正規雇用のままであるという事実である。5年前の調査であるから、現在はもっとこの傾向が強まっている可能性がある。一度非正規雇用スパイラルに入ってしまうと、容易にはそこから抜け出すことができなくなるといふ、聞き取り調査で得られた感触が、5年前の政府調査でも実証されていると考える。

[ウ] 以上を検討してみると、転職における雇用形態の安定性では、安定化に向かう押上げ圧力よりも、不安定化に向かう押下げ圧力の方がはるかに強いということがわかる。押下げ圧力が強ければ、非正規雇用の下へも、さらに押下げようとする圧力が加わる。その結果が、聞き取り調査で見えてきた、派遣・非正規の繰り返しから野宿生活へといった道筋である。

転職を繰り返さざるを得なかった過程で寄せ場で日雇労働をすることになった、あるいは野宿生活に陥

^{*1} 平成14年就業構造基本調査結果の概要にはつぎのように書かれている。

9. 雇用形態間の異動をみても非正規化が進展

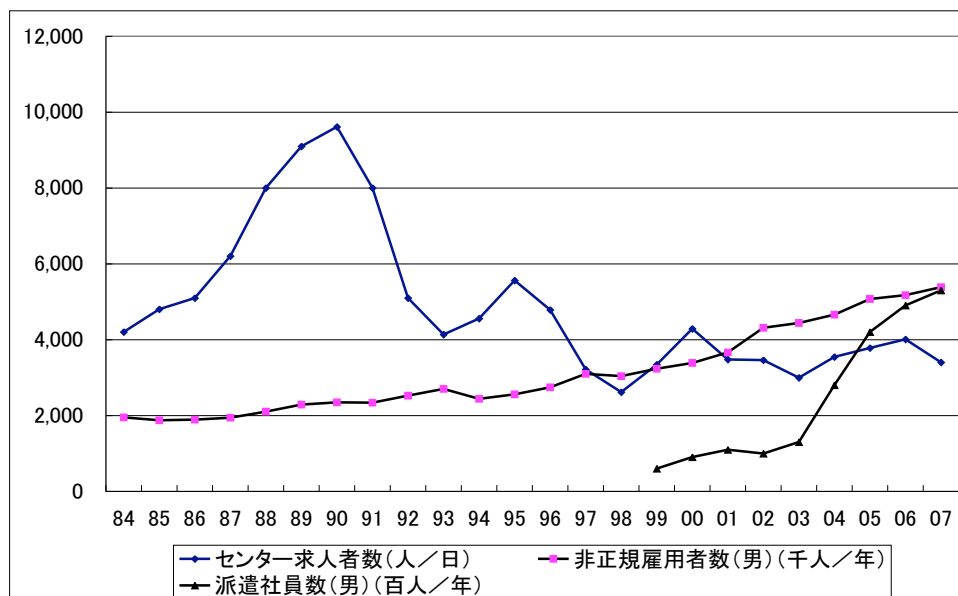
- 過去5年間の雇用者の雇用形態間の異動をみても、正規の職員・従業員からパート・アルバイトなどの非正規就業者への転換が進展
- 過去5年間に正規の職員・従業員から就業異動した者のうち、35.5%（211万7千人）が非正規就業者に転換、一方非正規就業者から就業異動した者のうち、正規の職員・従業員に転換できたのは24.8%（113万4千人）

(<http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2002/kakuhou/youyaku.htm>)

らざるを得なくなった高齢日雇労働者や高齢野宿生活者と、転職を繰り返さざるを得なかった過程で日雇派遣や無職になり、住居を喪失してネットカフェなどに寝泊りしたり、野宿せざるを得なくなった若年不安定就労者の姿をダブらせてしまうことに、無理があるとは思えない。ここからも、「ネットカフェ難民」や若年ホームレスの問題が、自己責任として片付けられるものではないことを明らかにしている。

■労働市場の変化の影響 かつては、若年の貧困層や労働社会における底辺層が、仕事を求めて釜ヶ崎等の寄せ場＝日雇労働市場に吸引されていた。2006年の特別清掃アンケートでは、55歳以上である特掃労働者の中でも、65歳～75年の間に20歳代・30歳代で釜ヶ崎に来た人が17.5%、75歳～85年に20歳代・30歳代で来た人が16.7%いる。20年前までは確実に、寄せ場の日雇労働市場への新規参入の中心に、20歳代・30歳代の若年者がいたということである。それが現在では、日雇労働市場への新規参入の中心にその年代はおらず、学生アルバイトや主婦パート・高齢退職者を除く、派遣・非正規労働市場への新規参入の中心には、20歳代・30歳代が存在している。21世紀は、若年の貧困層や労働社会における底辺層が、仕事を求めて派遣・非正規労働市場に吸引されていると見ることができる。

その理由はきわめて明白だと考えられる。財団法人・西成労働福祉センターの集計によれば、釜ヶ崎での日雇求人数は90年を最大の山にして、95年・00年・06年の山ごとに減少してきている。他方で、総務省の労働力調査によれば、男性の「労働者派遣事業所の派遣社員」は年々増加し、2000年の年平均9万人から2007年の年平均53万人へと8年で約6倍になっている。「契約社員・嘱託」もまた、2003年の125万人から2007年の161万人へと5年で約1.3倍となっている。日雇労働市場も派遣・非正規労働市場も、同じ「流動的雇用」であり、ともに若年者が新規参入しやすい労働市場でありながらも、縮減するほうには参入が少なく、拡大するほうに吸収されていくのは必然である。



1.3.3 「国民総中流意識・終身雇用システム時代」における建設等日雇労働者と、「格差社会・『流動的雇用システム』時代」における派遣・非正規労働者の社会的状況の検討

■**寄せ場日雇労働者の社会的な位置** 日本において、高度経済成長と連関した終身雇用制の拡大・正規雇用化の進展によって、70年代・80年代においては、主婦パート・学生アルバイトを除く流動的雇用形態の中心は、建設職人層と寄せ場の建設日雇労働者であった。この時期、正規雇用が雇用形態の中心であり、非正規雇用はその付属的要素、つまり家計補助的就労であると見られていた。膨大な正規雇用者と比較的小数であれ家計補助的な非正規雇用者、その構図の中で、そこから外れる流動的労働者である寄せ場の建設日雇労働者はきわめて特異な存在だと見られ、そこから必然化される矛盾は、自己責任であるとされてきた。

建設日雇労働の結果もたらされる野宿生活に対しても、社会からは「好き好んでやっている」としか見られなかった。1983年横浜にある日雇労働者の寄せ場である寿町近くの公園で、野宿生活を余儀なくされていた人たちが少年たちに暴行を受けて殺害された事件においても、マスコミは現在はほぼ死語と化しているだろう「浮浪者」として表現した。大阪でも警察による野宿生活者の指紋採取などの人権侵害事件も起きていた。

寄せ場の日雇労働者は、「危険で汚い存在」としてしか見られず、それゆえ治安対象としての社会政策がおこなわれてきた。釜ヶ崎の街中には、「威集事案」対策として、当時はきわめて珍しかった監視カメラがすえつけられ、労働者の動きを監視していた。犯罪社会学の中には、寄せ場の日雇労働者を「粗暴な男性たち」と規定し、それを統制するには「暴力団が適している」と、堂々と表明する論文まで存在していた。「国民総中流意識」が言われる中で、終身雇用システムからはずれ、建設現場を転々と移動する日雇労働者や、住居を持つことができず路上を転々と移動せざるを得ない野宿生活者は、「社会外の存在」に追いやられてきたのである。

他方で、建設職人もまた流動的雇用の下に置かれていたが、仕事を覚えて一人前になるとそれなりの市民生活が可能になる、あるいは下請の親方になって職人を使っていく存在にもなりえる道が存在した。賃金カーブも、35～40歳までは建設職人のほうが高く、それ以降に逆転していく（職人の賃金は年齢を重ねてもほとんど上がらず、他方、サラリーマンは年功序列賃金により年齢とともに上昇していく）と言われていた。

■**派遣・非正規労働者の社会的な位置と意識状況** 〔ア〕「雇用流動化」のもと非正規雇用者は全労働者の4割近くを占めるに至った。また労務供給制度を土台とした労働者派遣事業は合法な存在となって、男性だけでも年平均53万人にまで拡大した。さらに厚労省調査での回答10社だけでも、1日平均50,960人の日雇派遣労働者が稼働する時代になった。その結果、派遣・非正規で働く「流動的労働者」は、雇用システムにおける底辺労働力であることにおいては、寄せ場の日雇労働者と変わりはないが、社会システムにおいては、底辺層ではあるが「社会内の存在」として、その一角を占めている。彼らは治安対策の対象とされることもなく、寄せ場という特定した地域での労働市場に集められるとともに、そこに社会的に「隔離」されることもない。

〔イ〕しかし、「社会内の存在」として生きることができ一方、寄せ場の日雇労働者に見られた「たくましき」や職業的誇りを持ちえず、個々に孤立した状況に追いやられていると感じるのは、私だけだろうか。寄せ場労働者の「たくましき」は、他の職業よりも過酷な肉体労働をしていることによって培われた

ものであり、「職業的誇り」は、日本経済の発展を土台で支えてきたという自負であった。労働者の自慢話の中心は仕事の時の話であり、「どんなにしんどくてもトンコ（途中で逃げ出すこと）したことはない」「どここの建物は俺がつくった」というものだった。

聞き取り調査で接した「ネットカフェ難民」や若年ホームレスには、総じて寄せ場の日雇労働者のようなたくましさは感じられず、生きるエネルギーの弱さが印象づけられた。それは、日雇であっても、建設や港湾といった特定の仕事を続けることによって培われる技能や誇りといったものが、彼らの就労形態や労働過程からは生み出されにくいからではないか。同じ製造派遣であっても、派遣先が変わるたびに工程や手法の異なる作業となって技能を蓄積することができない。（あるいはそもそも技能の蓄積が要求される労働過程ではない）日雇派遣では、「手伝い」に近い単純化された仕事しか与えられない上、派遣先がころころ変わる。建設日雇労働者以上に、さらに「代替可能な」労働力として、彼らは労働社会において位置づけられているのではないだろうか。そのことが、彼らに感じられた「あきらめにも似た弱さ」や職業意識の希薄さにつながっているのではないだろうか。

- 「いつまで生きているかわからないし、別に今死んでも特に悔いはない。独り身だし、昔やりたいことは散々やってきたし。だから大きな不安を抱くこともない」。
- 「3〜4年もこんな生活してるんだから、見通しといたってそんなもん立ってたら、こんな生活してないです」。
- 「明日自分が生きているかどうか分からないから、とにかく今日1日を精一杯生きると、小学校くらいから思ってたんですね。明日僕は死ぬかもしれないなって。そう思ってきましたから。何か起こったら、そのときに考えます」。
- 「自分たちみたいな状況の人間は、将来への不安なんて、そういう一般的な人が考える感覚はもうない。自分は地獄を見てきた。だから今は天国のよう。人は毎日寝る場所がなくて大変だろうなんて言うだろうけど、誰にも追いかけられずに、公園の夜景みて歩いている。天国。明日身体が動かなくなるかもしれない。でも江戸時代みたいに野ざらしになることはないだろう。最低限の救済はあると思う」。
- 「派遣といえば聞こえはいいが、もとやくざがやっていたことをしているだけ、搾取しているだけ。今はしょうがないとあきらめている。いろいろ人には事情があるにもかかわらず、休んだら終わり」。

1.3.4 結論

以上見てきたように、建設日雇労働市場と派遣労働市場は、そのシステムともたらす効果においては、基本的に同じである。異なるのは、同じことが行なわれていても、表面上「法律で認められているか」「認められていないか」である。

それゆえ、派遣や非正規雇用を転々としてきたことは、彼らの自己責任と呼べるものではない。建設日雇労働と同じく労働市場が要求しているものである限り、働いて収入を得て生きるためには、半ば必然的にたどらなければならない過程である。

建設日雇における「現金仕事」を日雇派遣に、「簡易宿泊所」をネットカフェ等の深夜営業店に、飯場住込みによる「契約」を寮への住込みによる派遣に置き換えてみる。「現金・簡宿」のセットと「日雇派遣・ネットカフェ」のセットは、日払の労働と日払の宿泊先のセットとして、まさに同義語である。「契約終

了による飯場からの退出」と「雇用契約終了による派遣元の寮からの退出」は、就労先と居住先の同時喪失として同義語となる。

そうであるならば、建設日雇労働者に起きてきたことが、派遣労働者にも起きていくだろうことは、容易に推測できる。そして、実際に同じことが、流動的労働形態の下に置かれた、派遣労働者を含めた非正規雇用労働者に始まりつつあるというのが、今回の聞き取り調査から得られた結論のひとつである。

流動労働者は野宿生活に陥るリスクが極めて高く、現在はそうでなくても、時間とともに、年齢とともに野宿可能性はますます高まっていく。30歳代において、この過程を経て野宿生活に至らざるを得なかった若年層、あるいは20歳代においてもネットカフェ・住み込み・野宿を繰り返さざるを得なくなっている若年層が、決して少ないとはいえない数すでに生み出されてきていることが、今回の調査を通して明らかになった。80年代までは、寄せ場の日雇労働者や建設職人など労働者の一部に押しとどめられていた流動的労働形態が、労働社会における歴然とした構成要素として可視化するまでに拡大した結果、同じ流動労働である派遣や非正規等を繰り返さざるを得なかった労働者層の中から、新たにホームレス化せざるを得ない人たちが生み出されるようになってきたと考えるべきである。

しかしながら、労働市場のシステムと効果が必然的に生み出す野宿生活化への過程は基本的に同じであるとしても、労働市場への参入経路の違いに規定されて、若年の派遣非正規等の流動労働者には、帰るべき地域がなく孤立している場合が多かった。また寄せ場の日雇労働者よりも、学歴要因による流動的労働市場参入への圧力が、より強く働いていると考えられた。さらには「職業的誇り」を土台にした生きるエネルギーも、十分に形成されない状態に置かれている。これらの相違が、若年の派遣・非正規労働者は、寄せ場の日雇労働者よりも低年齢で野宿生活化する危険性が高く、また野宿生活をして生き抜くことさえも困難になるのではないかと危惧をもたらす。

1.4 ホームレス問題の変化と複雑化

1.4.1 高齢日雇労働者主流型から中高年失業者との混合型への変化、そして若年不安定労働者等が加わった社会的困窮者との複合型へ

社会的に可視化された「ホームレス問題」は、90年代半ばから、建設日雇労働市場の縮減と労働者の高齢化・建設作業の機械化等の要因が重なって、まず寄せ場の日雇労働者の野宿生活化と公園や河川敷等への拡大として始まった。

次に90年代の末から、倒産やリストラ等によって終身雇用システムからはじき出された主に現業部門の中高齢失業者を吸収して、地域的にも量的にも層的にも広がって行った。旧来であれば、これらの人たちは、景気の変動や産業構造の転換に伴って、正規労働市場からはじき出された後、仕事を求めて寄せ場の日雇労働市場に吸引されていた人たちだった。寄せ場における日雇求人が激減し、彼らを吸収する余力を寄せ場や建設労働市場が持ちえなくなったため、「ホームレス」として全国で顕在化していかざるを得なくなったのである。

彼ら二層の「ホームレス」と呼ばれる存在は、終身雇用形態からの野宿生活化（もちろんストレートに野宿生活になるわけではなく、その間に非正規雇用を転々とする、中小零細企業で働くという過程を経ている人が圧倒的に多いが）であれ、日雇労働者として生きてきた中からの野宿生活化であれ、職業的に培われた誇りと生きる術を土台にして、自らテントを張り、遠くまでアルミ缶等を集めに行つてそれを売り収入を得て生きていく意欲と能力を有していた。特に寄せ場の日雇労働者出身の野宿生活者は、屋根も仕

事も失ってもなお、たくましかった。だからこそ、施策や置かれてきた処遇に対する不信は、公園や路上で生き続けていくことの選択をも可能とし、野宿生活の高齢化と長期化が促進された。

それゆえ、現状の民間労働市場に適合できる資質を取り戻すことは困難であっても、建設労働に代わる特別清掃事業のような、道路清掃や公園や河川敷等での除草・樹木の剪定・公共施設の補修・公園管理など、社会貢献できる現業的労働に日々雇用的な形で就労することで、次に生きていく意欲を自ら増進させていくことが可能であった。就職による社会復帰と高齢者への生活保護適用による社会的自立の間を埋める第三の施策として「屋根の保証」と「社会的就労事業創出によるそこへの従事の保証」を加えて、ひとつの施策体系を指し示すことが可能であった。

しかし、現在始まりつつある第三のホームレス問題は、自立支援策をより複雑で多様なものにすることを要求している。今回の聞き取り調査に当たった他の人たちからの報告も重ねて考えてみれば、ホームレス化の第三層は、若年不安定就労者を含めた社会的困窮層である。流動的労働形態の中で働かざるを得なかったと同時に、そこに至る過程には、さまざまな社会的困難性を背負わざるを得なかった人も多かった。

もちろん寄せ場の日雇労働者にも、そこに至る背景に家庭の貧困など社会的困難が存在した人が多い。だが第三層は、社会的困難のみならず、戦後の雇用システムとそれに基く労働過程によって培われてきた「職業的誇り」を培うことができないまま、流動的労働過程の中をさまよってきたように感じられる。「野宿生活力」を見ても、聞き取り対象者のうちの野宿生活に至った人の多くは、公園や河川敷などにテントや仮小屋を作って「定住」した経験を持たず、「流動型路上生活」として「ベンチで寝る」などの方法で寝泊りするしかできなかった。日雇労働者出身層のようなたくまさが感じられなかった。

それゆえ、ただ年齢的に民間労働市場に復帰しやすいというだけで、「寮付の求人」「形だけの正規雇用」に誘導したとしても、それだけでは彼らの「流動的労働形態が繰り返されることによる野宿生活化」のスパイラルが断ち切られることはありえない。また、「社会外存在」として放置し、野宿生活を強いたとしても、そこで生き抜く力を身につけるのは並大抵のことではない。

現在よりも安定した就労と住居に押し上げる支援努力を進めながらも、彼らの抱えるさまざまな社会的困難性を取り除く多角的なアプローチと支援が必要であり、希望を持って「こうがんばっていけばこう生きていける」ということを指し示しえる支援が必要である。

「自信の回復」ではなく「自信の創出」が必要であり、「存在意義の確認」ではなく「存在意義の獲得」が必要となる。

1.4.2 雇用システムと社会的援護のあり方（新たな層のホームレス化を防ぐために）

派遣・非正規といった流動的労働形態にある労働者を、「使い切った後廃棄する労働力」としてはならない。それでは寄せ場の日雇労働者が強いられてきた状態の再来でしかない。例えば派遣や非正規雇用を転々とせざるを得なくても、最低限、住居を喪失したり野宿に陥ったりしない、またそうなることへの不安を抱えざるを得なくても良い援護システムが必要である。さらに「派遣や非正規から正規へ」押し上げるだけではなく、派遣や非正規であっても、最低限市民生活を送れるようにできる社会システムが必要である。雇用システムにおいて、正規雇用という固定的雇用形態と派遣や非正規雇用などの流動的雇用形態の分担が必要とされる限り、非正規雇用から正規雇用に行けた人の分だけ正規雇用から非正規雇用に移ってくるという循環が行なわれてしまうからである。そして「使い捨てられる存在」として自己認識させる労働社会ではなく、「必要な存在」として自己認識できる労働社会を形成すべきである。

それでは、現状において最低限とりえることができる策は何か。

1、国は、東京・愛知・大阪のホームレス就業支援センター（もしくは協議会）を通して、「住居喪失不安定就労者就業支援事業」を開始し、そこで職業紹介や求人情報の提供・就労相談窓口の開設に乗り出している。東京都も対策に乗り出している。また、就労支援関係・福祉援護関係の相談員が連携し、ネットカフェ等に出向いて相談を受ける対策を、国が進めている。

さらにもう一步踏み込んで、ホームレス対策用に設置されている自立支援センターを、「住居喪失不安定就労者」用にも開設し、あるいは旧来のセンターにも公式的に受け入れることが必要である。公式的には「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に規定されている「ホームレス」しか自立支援センターに入ることができないということであれば、住居を喪失したとしても、寝泊りする場所さえ失って路上生活になるまで、施策の支援を受けることができなくなってしまう。

就労相談窓口だけが存在しても、実際に相談に訪れる人の多くは、今日明日の寝場所さえ失ってしまうまでに追い込まれた状況で訪れる可能性が高い。それは聞き取り調査でも見えてきた現実である。すぐに「住み込み求人」に移動できる人であれば、大半の人は求人情報誌やインターネット情報を得て相談前に自ら就労しているだろう。住み込み先を出て、仕事も住居を新しく借りだけの金銭的余裕も持っていない人にとっては、いつでも駆け込むことができ、すぐに安心して安定的に寝泊りすることができる場所が必要である。所持金を保持した上で落ち着いて求職活動でき、働きながら貯蓄できる施設や住居である。その上でこそ就労相談や求人紹介が生きてくるだろう。

2、国のニート対策として行われている「若者自立塾」に「住居喪失不安定就労者」や若年ホームレスが入れるようにすることである。自立塾は受講費は無料であっても、食費等の経費負担をしなければならない。それが彼らや貧しい家庭の若者の入塾を阻害する要因となっている。すでにニート対策は、一定の経済水準を要する家庭のみを対象とする施策では不十分な段階に入っていると考えられる。聞き取り調査においても、派遣や非正規ではなされない社会人教育・企業適応訓練を受けた方が、自信を持って次のステップに踏み出せるのではないかと感じられる人たちが存在していた。「貸付」や補助の制度を設けることによって、彼らを迎え入れる施策をおこなう必要がある。

3、すでに厚生労働省は、日雇派遣労働者を日雇労働求職者給付金の対象と認め、この制度の普及を図る方針を打ち出している。だがその対象を「① 今後、常用就職を希望している方又は② ハローワークにおいて常用就職に対する意識の喚起・支援が可能と判断した方（周知用リーフレット）」に限定している。日雇労働求職者給付金の対象と認めたことは、大きな第一歩だと評価できるが、「限定的・特例的運用」にするのではなく、通常の日雇労働被保険者の適用労働者と同じにしていくべきであろう。さらに行政指導を通して、普及の徹底を図るとともに、派遣事業者の許可要件に「雇用保険等社会保険の適正な手続きをおこなうこと」を盛り込んで、悪質な事業者には事業停止や許可取消し等を厳格に行うことを望む。

4、「住居喪失不安定就労者」対策の中に、就労福祉支援員制度を創設する。生育環境や労働環境等に起因して就労意欲や生きる目的等の減退が見受けられる、あるいは、発達障害・知的障害や精神疾患の可能性が見受けられる住居喪失不安定就労者については、支援員が関与して医療・福祉・ハローワークなどの専門相談機関に誘導するとともに、手帳申請や居宅設置等を支援するシステムを作る。

大幅な法改定を伴わなくても可能なこうした施策を積極的に打ち出して実施することを通して、まず最低限のセーフティネットを整備すべきである。さらには、流動的雇用形態に対する法規制を進めながらも、非正規雇用が労働市場の一定数を占めている実状に応じた所得・社会保障の援護策をつくりあげるべきである。規制緩和の是非はともかく、労働市場を市場原理にゆだね、セーフティネットを整備しないま

ま流動的労働形態と「流動労働者」の拡大を放置していくことは、結局社会全体の不安定化と最後のセーフティネットである福祉制度への一方での過度の集中と他方での切捨てを生み出すことになっていく。

切り捨て社会でも給付依存社会でもなく、働くことで普通に生きることができる社会をこそ形成していかなければならない。

参考資料＝それぞれのケース事例

現在、野宿とネットカフェなどと住込みを繰り返しているケース

1. 20歳代・非正規→日雇派遣→施設→日雇派遣・野宿→派遣（寮）⇄ネットカフェ生活⇄日雇派遣⇄野宿⇄派遣（寮）の繰り返し（事例88）
2. 30歳代・正規・現業→パチプロ・サウナ生活→野宿→建設日雇（飯場）→派遣・非正規（寮）⇄ネットカフェ・簡宿生活⇄日雇派遣⇄野宿⇄派遣（寮）の繰り返し（事例89）
3. 50歳代・正規・現業→野宿→日雇ガードマン等・ネットカフェ・野宿（事例62）
4. 20歳代・家出→野宿→施設→初職＝正規・現業→派遣（施設から）→派遣（寮）→正規・現業→倒産→野宿→派遣（寮）⇄ネットカフェ生活⇄日雇派遣⇄野宿⇄派遣・非正規（寮）の繰り返し（事例65）

野宿生活に至ったケースのうち、野宿とネットカフェなどを往復する生活を送ったことのあるケース

1. 50歳代・正規営業→自営→廃業→無職で家賃滞納→非正規・ネットカフェ・野宿往復→野宿（事例2）
2. 30歳代・正規・事務→過労で退職→非正規→精神疾患で療養→非正規・正規転々→派遣（寮）→失職→ネットカフェ・野宿往復→野宿（事例7）
3. 40歳代・正規・現業→退職後に震災で住居喪失→正規（寮）転々→日雇派遣→ネットカフェ・ドヤと野宿の往復→野宿（事例32）
4. 30歳代・正規・現業→正規現業（寮）→解雇→非正規→倒産→野宿→非正規（寮）→ネットカフェ生活→野宿（事例45）
5. 30歳代・正規・現業→自衛隊→正規（寮）→母親死去に伴う精神的疲労で退職→派遣（寮）転々その間にネットカフェ・野宿はさむ→野宿（事例67）
6. 40歳代・正規・現業→自衛隊→請負・派遣（寮）転々・カプセル・野宿往復→野宿（事例73）
7. 30歳代・正規・現業→過労で退職→派遣（寮）→日雇派遣・ネットカフェ・野宿→野宿（事例95）
8. 30歳代・正規→非正規⇄日雇⇄ネットカフェ・カプセル⇄野宿→非正規（寮）→野宿（事例66）
9. 30歳代・初職＝非正規→正規・現業転々→派遣（寮）転々・その間にサウナ・野宿→野宿（事例84）
10. 40歳代・正規・現業→正規・現業→派遣（寮）⇄アパート⇄退職⇄派遣（寮）の繰り返し20年→日雇・カプセルホテル・野宿→野宿（事例71）
11. 30歳代・正規・現業→倒産→建設日雇・簡宿・野宿→野宿（事例80）
12. 30歳代・正規・現業（寮）→正規・現業（寮）転々→派遣（寮）→建設日雇（飯場）→建設日雇・簡宿・野宿→自立支援センター→派遣（寮）→無職・ネットカフェ生活→日雇派遣（簡宿）→野宿（事例81）

13. 40 歳代・正規・現業（寮）→非正規転々→実家へ戻る→非正規→父死去・実家を出る→派遣（寮）転々→建設日雇（飯場・野宿）→野宿（事例 86）

野宿生活に至ったそれ以外のケース

1. 30 歳代・正規現業→非正規→日雇派遣→家賃滞納→ネットカフェ生活→労災→野宿（事例 1）
2. 20 歳代・正規現業→過労働で退職→非正規→日雇派遣→家賃滞納→建設日雇・ネットカフェ生活→野宿（事例 3）
3. 30 歳代・正規現業→非正規→正規現業→過労による精神疲労で退職→家賃滞納→ネットカフェ生活→野宿（事例 4）
4. 30 歳代・非正規→ヤクザ→服役→非正規→仕事見つからず派遣もダメ→ネットカフェ生活→野宿（事例 6）
5. 50 歳代・正規・現業→自営→倒産・離婚→建設日雇（簡宿・飯場）→野宿（事例 25）
6. 40 歳代・非正規→非正規転々→建設日雇（寮）→退職→ネットカフェ生活→野宿（事例 26）
7. 30 歳代・非正規→正規・現業（途中で離婚）→倒産→家賃滞納→ネットカフェ生活→野宿（事例 27）
8. 30 歳代・非正規→派遣・非正規・正規転々→借金か？ 家出→日雇（倉庫作業）・ネットカフェ生活→野宿（事例 28）
9. 50 歳代・正規→非正規→自営→家族関係で家出→非正規→日雇派遣・簡宿生活→野宿（事例 29）
10. 40 歳代・正規・現業→建設日雇（飯場）→労災→野宿→自立支援センター→日雇派遣・ネットカフェ生活→野宿（事例 30）
11. 30 歳代・正規・現業→正規転々→病気で退職→派遣（寮）→リストラ→ネットカフェ生活→野宿（事例 31）
12. 30 歳代・正規・現業→非正規転々（寮）→派遣（寮）→リストラで失職→建設日雇（簡宿・飯場）→野宿（事例 49）
13. 30 歳代・正規・現業→派遣・非正規→家業手伝い→正規・現業（自室）→退職→家賃滞納→日雇派遣・ネットカフェ生活→失職→野宿（事例 50）
14. 20 歳代・派遣（寮）→非正規転々→派遣・非正規・ネットカフェ生活→野宿（事例 52）
15. 30 歳代・正規・現業→退職後実家を出る→建設日雇・飯場→実家に戻る→正規・現業→建設日雇・飯場→生活保護→野宿（事例 64）
16. 40 歳代・正規・現業→非正規転々→正規・現業（寮）→野宿→自立支援センター→正規・現業（自室）→退職後家賃滞納→派遣（寮）転々→野宿（事例 68）
17. 40 歳代・正規・現業→事故で退職→派遣転々（自室）→家賃滞納→実家に戻る→日雇派遣・野宿（事例 69）
18. 20 歳代・正規・現業→正規・現業（寮）→派遣（寮）→解雇→正規（寮）→解雇→親戚宅→退出→ネットカフェ生活→野宿（事例 70）
19. 30 歳代・初職＝正規・現業→転勤→倒産→求職も見つからずアパートを引き払う→ビジネスホテル→野宿（事例 72）
20. 30 歳代・ヤクザ→廃業→非正規→日雇派遣・ネットカフェ生活→野宿（事例 74）
21. 30 歳代・正規・現業（寮）→自衛隊→正規・現業→実家に戻る→実家を処分→派遣（寮）転

- 々・間にネットカフェ→野宿（事例 75）
22. 30 歳代・正規・現業→正規・現業→正規・非正規を転々→離婚→実家に戻る→実家を出る→野宿（事例 76）
 23. 30 歳代・正規・現業→非正規→放浪（野宿）→非正規（自室）→家賃滞納→野宿（事例 77）
 24. 30 歳代・正規・現業→非正規→農業労働→非正規（映画館）→アパートへ移る→派遣（簡宿）→建設日雇（飯場）→非正規・派遣（サウナ）→野宿（事例 78）
 25. 30 歳代・初職＝正規・現業→正規・現業転々→リストラで失職→アパートを引き払う→簡宿→野宿（事例 82）
 26. 30 歳代・正規・現業（寮）→自衛隊→正規現業（寮）→派遣（寮）→野宿（事例 83）
 27. 40 歳代・非正規→建設職人 20 年→けがで退職→家賃滞納→野宿（事例 85）
 28. 20 歳代・非正規→非正規転々→父死去・実家を出る→野宿（事例 87）
 29. 30 歳代・非正規（寮）15～6 年→リストラで失職→求職失敗→日雇派遣・野宿（事例 90）
 30. 40 歳代・正規・現業→正規現業・非正規繰返し→家族関係上トラブル→寮へ移動→退職・退寮→建設日雇・野宿生活（事例 91）
 31. 40 歳代・非正規→正規・現業→転職・リフォーム営業→父の看護で家賃滞納→非正規（寮）→野宿（事例 92）
 32. 40 歳代・正規・現業→転職→施設→派遣→契約切れで家賃滞納→非正規（寮）→野宿（事例 94）
 33. 20 歳代・派遣→正規・現業（寮）転々→非正規・ネットカフェ生活→野宿（事例 96）
 34. 40 歳代・正規・営業→派遣・非正規・正規・無職転々（自室）→家賃滞納→派遣（寮）→簡宿→非正規（寮）→退職後ネットカフェ生活→野宿（事例 97）
 35. 30 歳代・正規？ 現業→非正規・正規転々（寮・通い）→建設日雇（飯場）→日雇派遣・ネットカフェ生活→野宿（事例 98）

不安定就労や無職でネットカフェなどで生活しているケース

1. 30 歳代・派遣→途中正規もあり→派遣（寮）→過労による精神的疲労で退職→非正規・ネットカフェ生活（事例 8）
2. 30 歳代・非正規→派遣（寮）→日雇派遣・ネットカフェ生活（事例 9）
3. 20 歳代・正規・現業→退職後実家を出る→無職・ネットカフェ生活→非正規・ネットカフェ生活（事例 13）
4. 30 歳代・家業→家業破産→建設日雇・ネットカフェ生活（事例 14）
5. 20 歳代・派遣（寮）→日雇派遣・ネットカフェ生活→正規・現業（寮）→退職→無職・ネットカフェ生活（事例 17）
6. 10 歳代・正規現業→退職時滞納家賃を払いアパートを出る→非正規・ネットカフェ生活（事例 18）
7. 20 歳代・非正規→非正規転々→正規（寮）→日雇派遣・ネットカフェ生活（事例 35）
8. 40 歳代・正規事務？ →起業→倒産で失職→自宅を処分→無職・ネットカフェ生活→正規就職後もネットカフェ生活（事例 36）
9. 30 歳代・正規・現業→非正規→正規・現業→リストラで失職→非正規（寮）→退職→無職・ネットカフェ利用（事例 40）
10. 30 歳代・正規・現業→正規現業→病気で退職→非正規（寮）→非正規・ネットカフェ生活

(事例 41)

11. 20 歳代・非正規→派遣・建設職人転々→非正規（親戚宅）→リストラで失職→親戚宅を出てくる→非正規・ネットカフェ生活（事例 47）
12. 40 歳代・正規・事務→正規・現業→過労で退職→日雇派遣→自宅を処分→無職・ネットカフェ生活（事例 51）
13. 30 歳代・正規・現業→求められる資質とのギャップで退職→日雇派遣→家賃滞納→日雇派遣・ネットカフェ生活（事例 53）
14. 30 歳代・非正規→非正規転々→実家を出る→家賃に窮するのでアパートを出る→非正規・ネットカフェ生活（事例 59）

住居はあるが就労上の理由でネットカフェなどで生活しているケース

1. 30 歳代・正規・営業→正規・現業→終業が深夜で自宅に帰れないためネットカフェ生活（事例 12）
2. 30 歳代・正規・現業→正規・現業→終業が深夜で自宅に帰れないためネットカフェ生活（事例 19）
3. 20 歳代・正規・現業→収入減と精神的疲労で退職→日雇派遣（自室）→日雇派遣・自室あるが、交通費・通勤時間の関係でネットカフェで生活（事例 21）
4. 30 歳代・正規→日雇派遣（自室）→日雇派遣・自室あるが、交通費・通勤時間の関係でネットカフェで生活（事例 22）
5. 30 歳代・正規・現業→正規・非正規・派遣転々→日雇派遣（自室）→日雇派遣・自室あるが、交通費・通勤時間の関係でネットカフェで生活（事例 60）
6. 30 歳代・正規・営業事務→統合によるリストラで失職→正規・現業→日雇派遣（自室）→日雇派遣・実家があるが、仕事がきつく実家に帰るのが大変なので、ネットカフェで生活（事例 63）
7. 30 歳代・正規・現業→過労で退職→日雇派遣→日雇派遣・自室あるが、シフト調整等の勤務時間の関係でネットカフェで週2～3日生活（事例 54）

家族関係上の理由でネットカフェなどで生活しているケース

1. 20 歳代・非正規→実家を出る→非正規・ネットカフェ生活→倒産で失職→無職・ネットカフェ生活（事例 10）
2. 20 歳代・家業→家出→非正規転々・簡宿生活→実家に戻る・日雇派遣（事例 16）
3. 20 歳代・卒業後就職できず→非正規→正規→給与が支払われないため退職→家族関係が悪化→ネットカフェ生活（事例 20）
4. 30 歳代・正規・現業→正規現業転々→年齢によるのか再就職できず→家族関係が悪化→ネットカフェ生活（事例 23）
5. 30 歳代・正規・現業→非正規→正規・現業→リストラで失職→正規・非正規転々→派遣→交際関係原因で家族関係悪化→ネットカフェ生活（事例 24）
6. 20 歳代・派遣→日雇派遣→仕事減少→家族との関係上ネットカフェ生活（事例 34）
7. 30 歳代・非正規→非正規転々→家族との関係上ネットカフェ利用（事例 38）
8. 30 歳代・正規・現業→自衛隊→建設日雇→正規・現業→実家を出る→自営（収集）・ネットカ

フェ生活（事例 44）

9. 30 歳代・正規・現業→正規・現業→日雇派遣→家族との関係悪化→日雇派遣・ネットカフェ生活（事例 46）
10. 20 歳代・非正規→非正規+派遣→失職→家族との関係悪化→日雇派遣・ネットカフェ・ファストフード店生活（事例 48）
11. 30 歳代・正規・現業→正規→社長ともめて退職→家業で働くのがイヤで家出→日雇派遣・ネットカフェ生活（事例 55）
12. 30 歳代・正規・事務→日雇派遣→家を出る→日雇派遣・ネットカフェ生活（事例 56）
13. 30 歳代・正規・営業→派遣・非正規→正規・現業→日雇派遣・ネットカフェ生活（事例 58）